

北海道渡島総合振興局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年4月24日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）（農村振興課）

イ 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）（函館建設管理部建設行政課）

ウ 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）（函館建設管理部江差出張所）

(2) 数 量

ア 1の(1)のア 2台及び1月当たり 7,950枚

イ 1の(1)のイ 1台及び1月当たり 20,835枚

ウ 1の(1)のウ 1台及び1月当たり 1,292枚

(3) 契約の目的の仕様等 仕様書による。

(4) 契約期間

ア 1の(1)のア 令和6年7月1日から令和11年6月29日まで

イ 1の(1)のイ及びウ 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所

ア 1の(1)のア 北海道渡島総合振興局農村振興課
（函館市美原4丁目6番16号）

イ 1の(1)のイ 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政課
（函館市美原4丁目6番16号）

ウ 1の(1)のウ 北海道渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所
（檜山郡江差町字陣屋町336番地の3）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格（物品の賃貸借の資格のうち、資格の種類別に区分した分類29（複写機）の資格に該当する者に限る。）を有することを証明した者であること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店を有し、かつ北海道渡島総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した

者であること。

- (6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年4月24日（水）から同年5月9日（木）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

※申請者は、申請書類の提出時に「契約に関する申出書」により、落札した場合の契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室
- (2) 入札日時 令和6年5月22日（水）午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月（1台）当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月（1台）当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否
要

12 入札書に記載する金額

複写料金（1枚当たり税抜き）の入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電話番号 0138-47-9416

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) この告示のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。